

松江 小学校
保護者 様

松阪市教育委員会事務局
給食管理課学校給食協会

松江 小学校の給食費追加徴収についてのお知らせ

日頃は、松阪市の教育活動に多大なるご理解を賜り、感謝申し上げます。
さて、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、学校給食の実施や給食費の徴収が変更されました。その結果、年間の総給食費が不足することが分かりました。
そのため、下記のように給食費の追加徴収を行わせていただくことになりました。
急なお知らせで大変申し訳ございませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

低学年については、 (例： 10食超)

年間10ヶ月の徴収 (6月と8月を徴収なしとしました)

年間徴収金額は、4,400円×10ヶ月=44,000円 (基準：167食分) です。

令和2年度の給食実施回数は、

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 給食実施回数 | 4 | 5 | 22 | 21 | 6 | 20 | 21 | 19 | 16 | 14 | 18 | 13 | 179 |

となり、12食分の給食費が不足します。不足分の 264円× 12食 = 3,168円は、9月1日と11月1日の2回に分けて徴収させていただきます。

9月1日の徴収額は、264円× 6食 = 1,584円になります。①

11月1日の徴収額は、264円× 4食 = 1,056円になります。②

9月の集金額は、4,400円 (1ヶ月分) + 1,584円 (不足分①) = 5,984円 です。

11月の集金額は、4,400円 (1ヶ月分) + 1,056円 (残り不足分②) = 5,456円 です。

高学年については、 (例： 10食超)

年間10ヶ月の徴収 (6月と8月を徴収なしとしました)

年間徴収金額は、4,500円×10ヶ月=45,000円 (基準：167食分) です。

令和2年度の給食実施回数は、

| 月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 給食実施回数 | 4 | 5 | 22 | 21 | 6 | 20 | 21 | 19 | 16 | 14 | 18 | 13 | 179 |

となり、12食分の給食費が不足します。不足分の 270円× 12食 = 3,240円は、9月1日と11月1日の2回に分けて徴収させていただきます。

9月1日の徴収額は、270円× 6食 = 1,620円になります。①

11月1日の徴収額は、270円× 4食 = 1,080円になります。②

9月の集金額は、4,500円 (1ヶ月分) + 1,620円 (不足分①) = 6,120円 です。

11月の集金額は、4,500円 (1ヶ月分) + 1,080円 (残り不足分②) = 5,580円 です。

※ 9月分の追徴を6食分とし、11月分に残り不足分を追徴させていただきたいので、
よろしくお願いいたします。

より安心安全な給食を提供するために必要な食材費として、ご理解とご協力をお願いします。